

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年5月18日（平成30年（行情）諮問第232号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行情）答申第202号）

事件名：特定事務年度の特定法人への立入検査に関する情報が記載された文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27事務年度，特定法人Aの立入検査に関する情報」及び「平成27事務年度，特定法人Bの立入検査に関する情報」（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年1月4日付け金検第1456号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，保有している文書，情報の開示を申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成28年11月21日付け行政文書開示請求書は配達証明便（特定番号）で送って，同月24日14時50分に届いています。

平成28年11月29日に受付したと受付日をねつ造している。30日以内に決定をしていない。

文書の偽造・ねつ造を行っている。文書の偽造は犯罪である。

（中略）

開示請求書に記載してあるとおり，特定法人Bと特定法人Aは，平成25事務年度から平成27事務年度まで，3年間，一度も検査実施中の金融機関，情報を受け付けている金融機関，情報を募集している金融機関として掲載されていない。

特定法人Bと特定法人Aに平成25事務年度から平成27事務年度の3年間，立入検査を実施していないことを明確にするために開示請求している。

金融庁は平成25事務年度から平成27事務年度の3年間、特定法人Bと特定法人Aに立入検査を実施していなかった。

特定法人Bと特定法人Aに平成25事務年度から平成27事務年度の3年間、立入検査を実施していない理由はある。

(2) 意見書

(前略)

金融庁の1年に記載されているのは、「モニタリング開始日、モニタリング終了日」であって「予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日」は記載されていない。

金融庁の1年には、立入検査を実施した金融機関の情報は、すべて記載されていないため、金融庁の1年の情報では、金融機関に立入検査を実施したのかどうかを確認することができない。理由説明書の金融庁の説明(下記第3)は嘘である。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年11月22日付け行政文書開示請求(同月29日受付)に関し、処分庁が、法9条2項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

なお、行政文書開示請求書及び審査請求書における特定法人Aの名称に係る記載は、特定法人Bと関連のある金融機関の名称の誤記と解する。

1 原処分について

原処分は、本件対象文書については、当該金融機関への検査を実施しておらず、不存在であることから不開示とする旨の決定を行った。

2 原処分の妥当性について

本件対象文書は、平成27事務年度の特定法人A及び特定法人Bの立入検査に関する情報を記載した文書であるが、金融庁は、平成27事務年度において、両社への立入検査を実施していない。

よって、本件対象文書は、そもそも作成又は保有の前提を欠いていることから、存在しない。

なお、審査請求人は、平成25事務年度から平成27事務年度の3年間、両社に対して立入検査を実施していないことを明確にするため、開示請求した旨主張している。

金融庁は、年次で公表している「金融庁の1年」において、金融モニタリング(立入検査を含む)を実施した金融機関について公表しており、平成25事務年度から平成27事務年度に金融モニタリングを実施した金融機関の中に両社は記載されておらず、立入検査を実施していないことを確認することができる。

3 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月18日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月19日 審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27事務年度における特定法人A及び特定法人Bに対する立入検査（以下「本件対象立入検査」という。）に関する情報を記載した文書であり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、保有している行政文書の開示を申し立てるとして原処分の取消しを求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、金融庁が本件対象立入検査を実施していないことから、本件対象文書は作成又は保有の前提を欠いており存在しないとしつつ、立入検査を含む金融モニタリングを実施した金融機関について公表している「金融庁の1年」においても本件対象立入検査を実施していないことを確認することが可能である旨説明する一方、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）。以下同じ。）のとおり、「金融庁の1年」には「モニタリング開始日」及び「モニタリング終了日」の記載はあるが、立入検査実施日等の記載がされていないものであることから、金融機関に立入検査を実施したのかどうかを確認することができないものである旨主張していることから、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 平成27事務年度版の「金融庁の1年」のうち、金融モニタリングの対象となった金融機関等の一覧表である「資料9-3-1 平成27事務年度における預金取扱等金融機関に対する金融モニタリングの実施状況」との標題が付された一連の資料には、当該金融機関等の名称に加え、当該金融機関等に係る「モニタリング開始日」及び「モニ

タリング終了日」を記載することとなっている。

イ そして、上記アの一覧表には、「モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日」との注記が付されており、この「オンサイトモニタリング」とは立入検査を意味するものである。

ウ なお、上記アの一覧表には、金融庁が銀行法等の業法等に基づく立入検査を実施した全ての金融機関等が記載されている。

(2) 諮問庁から、平成27事務年度版の「金融庁の1年」の提示を受け確認したところ、金融モニタリングの対象となる金融機関等の一覧表において、特定法人A及び特定法人Bの名称の記載がないことが認められた。また、当該一覧表には、上記(1)イのとおり注記が付されていることも認められた。

(3) そうすると、上記(1)ウのとおり、金融庁が業法等に基づき立入検査を実施した全ての金融機関等が記載されていると諮問庁が説明する平成27事務年度版の「金融庁の1年」における金融モニタリングの対象となった金融機関等の一覧表に、上記(2)のとおり、特定法人A及び特定法人Bの名称の記載がないことを踏まえれば、本件対象立入検査を実施していないことから、本件対象文書は存在しないとする諮問庁の上記第3の2の説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定するに足る事情も認められない。

また、審査請求人は、意見書において、「金融庁の1年」にはモニタリング開始日等の記載はあるが立入検査開始日等の記載がない旨主張し、このことをもって諮問庁の上記第3の2の説明を否定するものの、この点については、上記(1)イのとおり、モニタリングという用語が立入検査を含むものであることを踏まえれば、審査請求人の主張を採用することはできない。

したがって、金融庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子